許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

更新日：令和5年9月29日

【優先順位の考え方】※優先順位は案件終了に伴い、適宜、繰り上げ等の見直しを図る
○優先順位1
・許認可が遅れることで外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が定まっている申請
・許認可が遅れることで施設中長期計画に影響がある申請案件
・廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請
○優先順位2
・外部機関等に影響がある申請案件の内、許認可期限が現時点で定まっていない申請
○優先順位3
・上記以外の申請

優先順位1

No	拠点	申請	内容	令和4年度 10	11	12	1	2	3	令和5年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	令和6年度 4	5	6	7	8	9	申請（予定）日	許認可期限	許認可期限の理由
1	原科研	使用変更許可申請	・再処理特別研究棟　廃止措置の進展のため、解体撤去作業対象の許可からの削除 ・プルトニウム研究1棟　許可の廃止（プルトニウム研究1棟の核燃料物質の使用を廃止し、施設の廃止に向けた措置を行うため） ・第4研究棟　研究ニーズに対応するための変更 ・ＦＮＳ棟　使用目的を廃止に向けた措置に関する内容へと変更 ・BECKY　研究ニーズに対応するための変更 ・放射性廃棄物処理場　アスファルト固化装置の停止に係る変更 ・燃料試験施設、ホットラボ、WASTEF　液体廃棄物の放射性物質の濃度の区分に係る変更		●申請					●補正				●補正		●補正														令和4年11月30日 令和5年4月13日補正 令和5年7月25日補正 令和5年9月13日補正	令和5年10月	【再処理特別研究棟】 ・令和5年度の作業手続きのため、令和5年10月までの許可を希望する。 **★【プルトニウム研究1棟】** **・令和5年度より廃止に向けた措置の工事に着手するため、令和5年10月までの許可を希望する。** **★【第4研究棟】** **・取得する許可に基づく研究を速やかに開始するため、令和5年10月までの許可を希望する。** 【FNS棟】 ・令和6年度から廃止に向けた措置を行うため、令和5年度中の許可を希望する。 【BECKY、放射性廃棄物処理場、燃料試験施設、ホットラボ、WASTEF】 ・出来るだけ早い時期に許可を希望する。（上記に記載の令和5年10月までの許可で問題ない、）
2	原科研	使用変更許可申請	・放射性廃棄物処理場　施設・設備・機器名称を原子炉施設と整合、液体廃棄施設の使用停止の追加及び障害対策書、安全対策書の内容を添付書類に移行 ・共通編　放射性廃棄物処理場の変更に係る気体廃棄物による一般公衆の実効線量の評価の変更																	○申請									令和6年2月	令和6年6月	★【処理場】 ・原子炉施設の新規制基準に係る使用前確認完了時期（令和6年９月下旬）までに原子炉設置変更許可等における試験炉の新規制基準対応に係る変更を速やかに使用施設に反映し、その後保安規定を申請するため令和6年6月を希望する。 申請（予定）日については、使用変更許可（No.10）取得後に見直す。
3	人形峠	廃止措置計画変更認可申請	UF6の譲渡し先が決定したこと、及びUF6譲渡しに用いる設備設置のため変更認可申請を行う。 ・新たに設置する施設、設備に関わる設計の基本方針を記載 ・使用施設から加工施設への核燃料物質の譲り渡しを記載 ・記載の適正化																	○申請									令和6年2月	令和6年8月	・新たに設置する施設、設備に関わる設計の基本方針を詳細設計に反映するため。 ・設工認相当の廃止措置計画変更認可申請をできるだけ早期に行い、施設、設備の製作、据付、試運転、核燃料物質の原子力事業者への譲渡しを進め、廃止措置計画の全体工程（2040年までに終了）を遵守するため。

記号：●実績、○予定
グレー網掛け：終了案件

許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

優先順位2

No	拠点	申請	内容	令和4年度						令和5年度												令和6年度						申請（予定）日	許認可希望時期	許認可希望時期に関する補足情報
				10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
4	原科研	保安規定変更認可申請	・アスファルト固化装置停止に伴う対応等（処理場） ・保管廃棄施設の保管能力の明確化 ・放射性廃棄物でない廃棄物（NR)の管理方法の追加 ・使用変更許可申請の反映（BECKY） ・維持管理する設備に係る変更（NSRR）														○申請												令和5年11月	令和6年2月	**★【処理場】** **アスファルト固化装置の停止に伴い、停止後の管理を適切に実施することに加え、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、令和5年度内に運用を開始するため、認可取得時期として令和6年2月を希望する。** **★【処理場】** **解体分別保管棟の保管室で保管していた特定核燃料物質を含む保管体を原子力科学研究所北地区の廃棄物保管棟・Ⅰ、Ⅱに移動しており、核物質防護区域の解除を行う。今後、解体分別保管棟の保管室において、核物質防護区域の区分に達しないよう放射性廃棄物の管理を行うことを明確化するため、認可が必要である。なお、上記案件と同時申請することから認可希望時期を令和6年2月とする。** 【全般（NR追加）】 所内各施設で発生する廃棄物のうち、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を追加する。炉施設で同内容の申請を予定しており、認可の希望時期として炉施設と同時期の令和6年2月を希望する。 【BECKY】 （認可後に実施するグローブボックスの解体撤去について、本年度中の完了を目指していることから、令和6年2月までに認可を希望する。）
5	原科研	使用変更許可申請	・J-PARC アクセス道路の設置に伴う被ばく評価等の変更																									申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	国道から構内J-PARCへのアクセス道路を新設し、新設道路に沿って周辺監視区域を変更するため、関連する記載の変更を行う。隣接する日本原子力発電（株）が周辺監視区域境界で線量評価していることから変更について了承が得られ次第、工事時期の確認のうえ申請を予定している。

記号：●実績、○予定
グレー網掛け：終了案件

許認可申請スケジュール（使用施設・加工施設）

優先順位3

No	拠点	申請	内容	令和4年度						令和5年度												令和6年度						申請（予定）日	許認可希望時期	申請に関する補足情報
				10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
6	核サ研	使用変更許可申請	・ウラン廃棄物貯蔵施設等　燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴う変更等 ・PWTF　放射線管理機器の配置数の見直し ・共通　個人線量計（TLD）の変更に伴う線量計名称の変更 ・共通　記載の適正化						● 申請							○ 補正													令和5年3月13日	令和5年11月	10月補正予定。
7	大洗研（北）	使用変更許可申請	【燃料研究棟】 ・容器の詰替え作業の記載の削除及び使用しないグローブボックスに関する記載を削除（燃料研究棟編） 【JMTR】 ・液体廃棄施設に係る本文の適正化（JMTR編） ・AGF廃液配管撤去に伴い、液体廃棄物排水系統概略図からAGFの配管等の削除及びJMTRタンクヤードのバルブへの閉止板の設置(JMTR編)										● 申請				○ 補正											令和5年7月31日	-	【JMTR】 ・許可取得後（No.7）、保安規定変更申請（No.12）、閉止板設置に係る使用前確認申請を予定。 ・2重規制施設であるため、試験炉班と調整し、許可後に廃止措置計画の変更を行う。
8	核サ研	使用変更許可申請	・Pu-1　使用の目的及び方法への燃料棒の解体に係る追加 ・Pu-1　燃料要素組立室（R-120）で使用している少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置の削除 ・Pu-2　残存核燃料物質封入棒集合体の加工・組立の終了に伴い、加工工程に係る記載の変更及びウラン封入棒の解体を行うための変更 ・Pu-2　加工工程設備を解体・撤去する設備へ変更 ・Pu-2　集合体貯蔵室（C-130）で使用している集合体用可搬型中性子線非破壊分析装置の削除 ・Pu-2　解体・撤去が完了した設備の削除 ・第３U貯　使用の方法に、集合体形状の核燃料物質の追加（ブランケット集合体の貯蔵の追加）													○ 申請											- 許可取得後に申請予定	令和6年2月	廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請であるが、計画に対し十分に猶予をもって申請するため、優先順位３としている。 申請（予定）日については、使用変更許可（No.6）取得後に見直す。 前月No14であった朱記部（Pu-1　使用の目的及び方法への燃料棒の解体に係る追加、Pu-1　燃料要素組立室（R-120）で使用している少量試料用可搬型中性子線・γ線非破壊分析装置の削除、Pu-2　集合体貯蔵室（C-130）で使用している集合体用可搬型中性子線非破壊分析装置の削除、Pu-2　解体・撤去が完了した設備の削除、第３U貯　使用の方法に、集合体形状の核燃料物質の追加（ブランケット集合体の貯蔵の追加））を前倒し申請する。
9	核サ研	保安規定変更認可申請	・PWTF　放射線管理機器の配置数の見直し ・当直長の日勤業務の見直し															○ 申請										- 許可取得後に申請予定	令和6年2月	申請（予定）日については、使用変更許可（No.6）取得後に見直す。 当直長の職務の見直し（R6.4.1）により、追加する。
10	原科研	使用変更許可申請	・高度環境分析研究棟　核燃料物質の化学形の追加、新たな使用室を追加、核燃料物質の取扱い方法の追加 ・廃棄物安全試験施設　セルの使用の方法に検出器等の特性試験及びグローブボックスの使用の方法に電気化学試験の追加 ・共通編　高度環境分析研究棟の変更に係る気体廃棄物による一般公衆の実効線量の評価の変更													○ 申請											令和5年10月	令和6年2月	【高度分析棟】 （新たな研究計画を令和５年第4四半期から開始するため令和6年2月上旬の許可を希望する。） 【廃棄物安全試験施設】 （新たな研究計画を令和５年第4四半期から開始するため令和6年2月の許可を希望する。） 申請（予定）日については、使用変更許可（No.1）取得後に見直す。
11	大洗研（南）	保安規定変更認可申請	・核燃料物質で汚染された物の取扱いに関する記載の拡充等（FMF及びAGF）											○ 申請													令和5年9月29日	-	令和5年5月29日に許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書（福島第一原子力発電所（1F）の汚染水の分析の追加に係る変更（AGF及びFMFに係る試験を行う汚染物の「臨界管理」、「保管」等の追加））及び令和4年6月16日に許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書（核燃料物質の使用等が終了した設備に係る変更（AGFに係る廃液処理装置及びグローブボックス等の記載の削除））との整合を図るため、申請する。
12	大洗研（北）	保安規定変更認可申請	【燃料研究棟】 ・容器の詰替え作業の記載の削除及び使用しないグローブボックスに関する記載を削除（燃料研究棟編） ・別表第5について燃料材料開発部の文書体系の見直しに伴う変更 【JMTR】 ・AGF廃液配管撤去に伴い、大洗研南地区（AGF）からの液体廃棄物の受け入れに係る記載を削除（廃棄物移送設備の管理編）															○ 申請									- 許可取得後に申請予定	-	申請（予定）日については、使用変更許可（No.7）取得後に見直す。
13	核サ研	使用変更許可申請	・CPF　第二PWSFへプルトニウム系固体廃棄物を運搬する旨の追加																									- 許可取得後に申請予定	-	申請（予定）日については、使用変更許可（No.8）取得後に見直す。
14	核サ研	保安規定変更認可申請	・使用変更許可（No.8）の保安規定への反映																									- 許認可取得後に申請予定	-	廃止措置を進める施設での設備解体等に関する申請であるが、計画に対し十分に猶予をもって申請するため、優先順位３としている。 申請（予定）日については、使用変更許可（No.8）取得後及び保安規定変更認可（No.9）取得後に見直す。
15	大洗研（南）	使用変更許可申請	・TMI-2試料の受入れに係る変更（FMF、AGF） ・廃止措置準備に伴う設備の解体撤去に係る変更（AGF、MMF-2）														○ 申請										令和5年11月	-	―
16	原科研	保安規定変更認可申請	・原電の防潮堤の設置等に伴う周辺監視区域境界の変更（第5回）																									調整中	-	**★日本原子力発電（株）の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。第5回をもって原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更は完了する。**
17	大洗研（南）	使用変更許可申請	・RI製造に伴う記載変更及びGBの追加（FMF）																									調整中	-	「常陽」におけるRI製造に関する記載事項の変更及びRI製造で必要な設備であるGBの追加を行う。 申請（予定）日については、使用変更許可（No.15）取得後に見直す。
18	大洗研（北）	使用変更許可申請	・現場と許可書記載内容の整合 ・ホットラボ施設の廃止に向け、使用しない機器を「使用を停止した維持管理中の設備」へ変更																									調整中	-	―

記号：●実績、○予定

グレー網掛け：終了案件